



平成23年5月31日

藤沢市教育委員会 委員長 小澤一成 殿

横浜の教育を考える会 代表 湯澤甲雄
横浜市南区大岡3-41-10 電話045-713-7222
yuzamo5123@jcom.home.ne.jp

<中学校公民教科書採択に関する請願（その1）>

憲法99条に「公務員は、憲法を尊重し擁護する義務を負う」とあり、教育基本法は前文において「日本国憲法の精神にのっとり、一この法律を制定する」とあり、中学校学習指導要領第1章第1（~~海老名市教育委員会 委員長 田中裕子 殿~~教育課程編成の一般方針）には「各学校においては、教育基本法——並びにこの章以下に示すところに従い、——これらに掲げる目標を達成するよう教育を行うものとする」とあります。即ち義務教育は、日本国憲法の精神にのっとり行われなければならないのであります。

中学校公民教科書の採択に当たりましては、何れの教科書が日本国憲法の精神が色濃く反映されているかの視点に立って、比較審査されますことをお願いいたします。

以下日本国憲法の精神の骨格の部分を抜粋して、比較審査の資料に供します。

- 1、自由民主主義政治制度を普遍の原理として教育すること。これに反する一切の憲法、法令を排除すること。
- 2、憲法とは、主権者たる国民と憲法との間を規律したものであること。ただし、9条だけは、日本国民の決意表明であること。（憲法は公務員との間を規律するものでない。）
- 3、国民の権利として、基本的人権を定め、憲法はこれを永久に尊重するとしていること。
- 4、国民の義務として、自由と権利を定め、憲法はこれを国民が不斷の努力によって保持することについて保障していること。公務員の行政的関与は許されないとしていること。
- 5、基本的人権とは、自由・正義・世界平和の基本として国連が定めた概念の翻訳語であって、わが国が平和主義といわれる根拠となっており、国民が古から大切にしている事柄・領土・財産・習慣や家族とその共同体の固い絆のこと。国民の大義のことである。
- 6、自由と権利は、個人間の権利であって、権利の争い事は司法による判決で決められること。憲法14条から40条までである。
- 7、国民は、憲法によって尊重され保障されている事柄は、公務員を選任・任用して、奉仕者として奉仕してもらうことになっていること。
- 8、公務員は、国民全体の奉仕者として、国会、内閣、司法、地方自治について、国会が定める法律に従って国民に奉仕すること。選挙権行使等の例外を除き公務員は、国民の権利・義務を有しない。（国公法102条参照）それ故に功労のあった公務員には、国民統合の象徴である天皇陛下から叙勲が授けられ、不幸にして命をなくした公務員は靖国神社に英霊として祀り、末永く感謝の念を捧げる国民的慣習がある。以上

追って、本請願は、神奈川県教育委員会委員長 平出彦仁殿宛に5月27日付同文にて、請願させていただきます。